

手伝ってくれる人がいないとき

産後ケア事業を利用してみませんか

育児への不安が大きいとき

～ 令和3年4月から利用料（自己負担額）の補助が始まりました ～ （令和4年度版）

「里帰りができない」「両親に手伝いに来てもらえない」「これまでのように母子保健サービスを受けにくい」など、コロナ禍において産婦の方が感じる不安や負担感がさらに大きくなっています。そんな産婦の方に、市町村が実施する産後ケア事業を利用していただきやすように利用料（自己負担額）の一部を補助しています。

■ 対象となる方 ■

産後ケア事業の利用を希望される方で、下記のいずれにも該当する方

- 産後ケア事業を利用される日及び申請日において、京都府内に住所を有する方
又は里帰り等で京都府内に居住されている方
- 居住されている市町村において、産後ケア事業の利用決定を受けた方

■ 内容 ■

居住されている市町村で実施している産後ケア事業を利用されるときに、その**利用料（自己負担額）の半額**を京都府が補助します。

※ **1回の出産につき1回**（複数日にわたる場合は、そのうち1日分）に限ります。

■ 対象となる期間 ■

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに利用されたもの

■ 申請の手続き等 ■

居住されている市町村によって、手続きの方法が異なります。

まずは居住されている市町村の産後ケア事業担当窓口にお問い合わせください。



【利用例】利用後に補助金を受け取る場合 利用の流れ

産後ケア事業の利用時に**利用料の「全額」をお支払いいただき**、事後に京都府に対して補助金の交付申請をしていただきます。※対象期間内に利用された産後ケア事業のうち、1回の出産について1回（宿泊型等で複数日にわたる場合は、そのうちの1日分）を選んでいただき、申請してください。

★裏面に続く★

■ ■ 利用の流れ ■ ■

- ① 市町村から産後ケア事業の利用決定を受けた後に産後ケア事業を利用。
利用時には利用料（自己負担額）の全額を支払。
- ② 申請期限までに、京都府に以下の書類を提出し、補助金の交付申請を行ってください。
 - 産後ケア事業の自己負担額補助申請書（第1号様式）
 - 市町村から発行される、産後ケア事業の利用決定及び利用料が確認できる書類の写し
 - 利用者の住所が確認できる書類
（上記書類が市町村から発行されたものとわかる場合は不要）
 - 産後ケア事業にかかった利用料がわかる領収書（原本）
 - 補助金の振込先が確認できる書類（通帳の写し）
- ③ 京都府から、申請時に記載された銀行口座に利用料の半額にあたる補助金を振込。

■ ■ 申請書の提出先（郵送） ■ ■

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部子ども・青少年総合対策室（母子保健係）



■ ■ 申請期限 ■ ■

令和5年2月末までに産後ケアをご利用された方は、令和5年3月10日（必着）
令和5年3月中にご利用された方は、申請前に下記の〈お問い合わせ先〉に必ずご相談ください。

■ ■ ご注意ください ■ ■

- 実際に産後ケア事業を利用された方を「申請者」としてください。
- 補助金の振込先は、原則として申請者（利用者）が開設する口座を記入してください。
異なる場合には委任状が必要となります。
- 領収書は原則として返却しません。返却が必要な方は、返却を希望する旨の書面を同封してください。受付印を押印の上で返送します。
- 領収書から利用内容や金額等が不明瞭である場合は、京都府から領収書を発行された施設等に確認させていただくことがあります。

★ 様式は京都府ホームページからダウンロードできます ★

★ 申請時の注意点等も記載しておりますので、詳しい内容を京都府ホームページでご確認ください ★

〈お問い合わせ先〉 京都府健康福祉部子ども・青少年総合対策室母子保健係

TEL : 075-414-4727 FAX : 075-414-4792

Mail : kodomo@pref.kyoto.lg.jp